

○ 徳島県男女共同参画推進条例（平成14. 3. 29 徳島県条例第12号）＜抜粋＞

（基本計画）

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（設置）

第19条 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、徳島県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第20条 参画会議は、委員20人以内で組織する。

2 参画会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

（会長及び副会長）

第21条 参画会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員及び専門委員）

第22条 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第23条 参画会議の会議は、会長が招集する。

2 参画会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第24条 参画会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

（以下略）